

# 令和 3 年度 北海道支部事業計画案

## 【目次】

1. 令和3年度 北海道支部の基本方針 . . . . . 1ページ
2. 令和3年度 北海道支部事業計画案【付議】 . . . . . 2ページ
3. 令和3年度 北海道支部事業計画（具体的施策）案 . . . . . 16ページ
4. 令和3年度 北海道支部重要業績指標（KPI）一覧表 . . . . . 53ページ

# 令和3年度 北海道支部の基本方針

---

## I.北海道支部経営方針

加入者の利益実現のため、ナンバーワン保険者として、誇りと責任を持って行動する

## II.北海道支部事業運営方針

1. 第5期保険者機能強化アクションプランの重要な初年度であることを認識し、KPI 達成に努める
2. コロナ禍での保険者機能の発揮を実践する
  - i) 新たな日常における健康づくりへの支援
  - ii) 非対面型、ICT 利用による業務のあり方の見直し
3. 加入者のニーズに応えうる業務の遂行と態勢づくり
4. 前例踏襲や過去にこだわらない考え方を持つ

**令和3年度 北海道支部事業計画案**  
**【付議】**

## **I. 基盤的保険者機能関係**

適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また、健全な財政運営に努める。

### **1. 健全な財政運営**

- (1) 評議会における保険料率に関する議論
- (2) 保険財政に関する周知広報
- (3) 各審議会等の協議の場における意見発信

#### **【KPI（数値目標）】**

設定なし

### **2. サービス水準の向上**

- (1) サービススタンダード 100%の遵守
- (2) 郵送による申請の促進
- (3) お客様満足度の向上
- (4) 年金事務所内の出張相談窓口の廃止に関する周知

#### **【KPI（数値目標）】**

- ① サービススタンダードの達成状況を 100%とする
- ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を 95.0%以上とする

### 3. 限度額適用認定証の利用促進

(1) 限度額適用認定証の利用促進に向けた各種取組の推進

**【KPI (数値目標)】**

設定なし

### 4. 現金給付の適正化の推進

- (1) 業務処理手順の標準化の徹底
- (2) 傷病手当金と障害年金等との併給調整の適正履行
- (3) 傷病手当金等の適正給付の推進

**【KPI (数値目標)】**

設定なし

## 5. 効果的なレセプト内容点検等の推進

- (1) 査定率の向上につながる内容点検の実施
- (2) 社会保険診療報酬支払基金北海道支部との情報共有
- (3) 社会保険診療報酬支払基金改革を踏まえた対応
- (4) 資格及び外傷点検の効果的な実施

### 【KPI（数値目標）】

- ① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする（※査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額）
- ② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする

## 6. 柔道整復施術療養費の照会業務等の強化

- (1) 患者照会（負傷原因等）に関する照会業務の強化
- (2) 施術管理者に対する照会業務の強化
- (3) 適正受診に関する周知広報

### 【KPI（数値目標）】

柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする

## 7. あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費の審査手順の最適化等の推進

- (1) 審査手順の標準化の推進
- (2) 審査業務の強化
- (3) 適正受診に関する周知広報

### 【KPI（数値目標）】

設定なし

## 8. 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進

- (1) 保険証回収業務の強化
- (2) 保険証の確実な回収に向けた事業所に対する周知
- (3) 債権管理業務の効率化・回収業務の推進

### 【KPI（数値目標）】

- ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする
- ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする



## 9. 被扶養者資格の再確認の徹底

- (1) 被扶養者資格の再確認の実施
- (2) 未提出事業所に対する提出勧奨の強化
- (3) 未送達事業所に対する調査

### 【KPI（数値目標）】

被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 92.7%以上とする

## 10. 業務改革の推進

- (1) 業務の標準化・効率化・簡素化の推進
- (2) 生産性の向上の推進

### 【KPI（数値目標）】

設定なし

## II. 戦略的保険者機能関係

### 【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】

I 加入者の健康度の向上、II 医療等の質や効率性の向上、III 医療費等の適正化

### 1. 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

- (1) 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。
- (2) 「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）のPDCAサイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。

#### i) 特定健診実施率・事業者健診データの取得率等の向上

- (1) 被保険者の特定健診実施率の向上
- (2) 事業者健診データ取得率の向上
- (3) 被扶養者の特定健診実施率の向上

#### 【KPI（数値目標）】

特定健診実施率を55.0%以上とする

（内訳）

- ① 生活習慣病予防健診実施率を52.4%以上とする
- ② 事業者健診データ取得率を10.1%以上とする
- ③ 被扶養者の特定健診実施率を28.4%以上とする

## ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上

- (1) 被保険者の特定保健指導実施率の向上
- (2) 被扶養者の特定保健指導実施率の向上
- (3) 特定保健指導の質の向上

### 【KPI (数値目標)】

特定保健指導実施率を 19.5%以上とする

(内訳)

- ① 被保険者の特定保健指導実施率を 19.0%以上とする
- ② 被扶養者の特定保健指導実施率を 27.7%以上とする

## iii) 重症化予防対策の推進

- (1) 医療機関を受診していない治療放置者に対する受診勧奨の推進
- (2) 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業の推進

### 【KPI (数値目標)】

受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 11.8%以上とする

#### iv) コラボヘルスの推進

- (1) 宣言項目や事業所カルテの見直し
- (2) 宣言事業所数の拡大
- (3) 宣言事業所等における健康づくりに関する取組の質の向上
- (4) 行政等との連携の強化
- (5) ヘルスリテラシーの向上
- (6) メンタルヘルス対策の推進

##### 【KPI (数値目標)】

健康宣言事業所数を 2,400 事業所以上とする

#### v) 支部独自の保健事業の推進

- (1) 喫煙率の減少に向けた取組 (ポピュレーションアプローチ関係)
- (2) 喫煙率の減少に向けた取組 (ハイリスクアプローチ関係)

##### 【KPI (数値目標)】

被保険者の喫煙率を 38.28%以下とする

## 2. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

- (1) 支部広報計画に基づく広報活動の推進
- (2) 健康保険委員の委嘱拡大及び活動の活性化

### 【KPI（数値目標）】

全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 43.5%以上とする

## 3. ジェネリック医薬品の使用促進

- (1) 課題分析の推進
- (2) 医療機関・薬局へのアプローチ
- (3) 加入者へのアプローチ
- (4) 北海道・北海道薬剤師会・他の保険者等との連携

### 【KPI（数値目標）】

ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で対前年度以上とする（※医科、DPC、歯科、調剤）

## 4. インセンティブ制度の実施及び検証

- (1) インセンティブ制度の見直し等に関する評議会における議論
- (2) 周知広報の確実な実施

### 【KPI（数値目標）】

設定なし

## 5. 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信

- (1) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信
- (2) 医療提供体制に係る意見発信
- (3) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信
- (4) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ

### 【KPI（数値目標）】

効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する

## 6. 調査研究の推進

- (1) 支部による医療費分析
- (2) 外部有識者を活用した調査研究の実施
- (3) 調査研究の推進並びに研究成果の社会的還元に向けた各種施策の検討及び実施

### 【KPI（数値目標）】

設定なし

## **Ⅲ. 組織・運営体制関係**

### **I) 人事・組織に関する取組**

#### **1. 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置**

- (1) 評価者研修等を通じたグループ長補佐のマネジメント能力強化
- (2) 適切な人員配置

##### **【KPI (数値目標)】**

設定なし

#### **2. 人事評価制度の適正な運用**

- (1) 評価者研修等を通じた人事評価制度の適正な運用の徹底

##### **【KPI (数値目標)】**

設定なし

### 3. OJT を中心とした人材育成

(1) 支部独自研修等を通じた人材育成

**【KPI (数値目標)】**

設定なし

## II) 内部統制に関する取組

### 4. リスク管理

- (1) リスク意識や危機管理能力の向上
- (2) 業務実施状況等に係る自主点検の確実な実施
- (3) 大規模自然災害等に備えた定期的な訓練の実施

**【KPI (数値目標)】**

設定なし

### 5. コンプライアンスの徹底

(1) コンプライアンスの遵守の徹底

**【KPI (数値目標)】**

設定なし



### Ⅲ) その他の取組

#### 6. 費用対効果を踏まえたコスト削減等

(1) 調達における競争性の向上

**【KPI (数値目標)】**

一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする

## 令和3年度 北海道支部事業計画（具体的施策）案

※本日お示しする令和3年度北海道支部事業計画（具体的施策）案については、現時点の事務局案であり、本日いただいたご意見等を踏まえ、令和3年3月に開催を予定している令和2年度第6回北海道支部評議会において、あらためてお諮りする予定です。

令和3年度北海道支部事業計画 <u>(具体的施策)</u> 案	令和3年度本部事業計画案
<p><b>I. 基盤的保険者機能関係</b></p> <p>適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また、健全な財政運営に努める。</p> <p><b>1. 健全な財政運営</b></p> <p><b>(1) 評議会における保険料率に関する議論</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、経済情勢の悪化による協会財政への影響が懸念される状況を踏まえ、<u>支部評議会</u>において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</li> </ul> <p><b>(2) 保険財政に関する周知広報</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、<u>支部定期広報媒体（ホームページ、メールマガジン、納入告知書同封チラシ、健康保険委員広報紙、北海道社会保険協会発行の広報紙を指す。以下同じ。）</u>のほか、<u>令和2年度導入のTwitterをはじめとしたSNSを最大限活用し、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。</u></li> </ul> <p><b>(3) 各審議会等の協議の場における意見発信</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>北海道医療審議会、北海道国民健康保険運営協議会、道民の健康づくり推進協議会、北海道保険者協議会等の協議の場において、北海道民の医療費適正化や健康度の向上等の推進に資する意見発信を行う。</u></li> </ul>	<p><b>I. 基盤的保険者機能関係</b></p> <p>適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また、健全な財政運営に努める。</p> <p><b>1. 健全な財政運営</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、経済情勢の悪化による協会財政への影響が懸念される状況を踏まえ、運営委員会や支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</li> <li>・ 今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。</li> <li>・ 各審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。</li> </ul>

## 2. サービス水準の向上

### (1) サービススタンダード 100%の遵守

- 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守すべく、日々の進捗状況の確認を徹底する。

### (2) 郵送による申請の促進

- 加入者及び事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進するため、「全ての申請書は郵送で提出できること」のほか、「届書・申請書作成支援サービス」及び「限度額適用認定証に関するチャットボット」の更なる利用促進に向けて、支部定期広報媒体やSNSを活用した広報を行う。

### (3) お客様満足度の向上

- お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から支部の課題を見だし、迅速に対応する。
- CS（Customer Satisfaction）向上委員会の開催及び外部講師による電話・窓口対応研修を実施し、接遇品質の向上を図る。

### (4) 年金事務所内の出張相談窓口の廃止に関する周知

- 窓口相談件数や郵送化率等を総合的に踏まえ、旭川、函館及び帯広年金事務所内に設置している出張相談窓口について、令和3年9月末をもって廃止することとし、その旨を加入者及び事業主に対し丁寧にお伝えする。

## 2. サービス水準の向上

- 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。

- 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。

- お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から協会の課題を見だし、迅速に対応する。

【KPI（数値目標）】

- ① サービススタンダードの達成状況を 100%とする
- ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を 95.0%以上とする

3. 限度額適用認定証の利用促進

(1) 限度額適用認定証の利用促進に向けた各種取組の推進

- ・ オンライン資格確認の実施状況を踏まえ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関に申請書を配置するなどにより利用促進を図る。
- ・ なお、地域の医療機関窓口への申請書配置にあたっては、入院病床のある医療機関に加え、高度な医療を提供する入院病床のない医療機関等へも配置を依頼する等、多くの加入者に利用促進が図れるよう、戦略的に進めていく。
- ・ また、医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、支部定期広報媒体やSNSを活用し、積極的に周知を図る。

【KPI（数値目標）】

- ① サービススタンダードの達成状況を 100%とする
- ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を 95.0%以上とする

3. 限度額適用認定証の利用促進

- ・ オンライン資格確認の実施状況を踏まえ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関及び市町村窓口申請書を配置するなどにより利用促進を図る。
- ・ 医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。

#### 4. 現金給付の適正化の推進

##### (1) 業務処理手順の標準化の徹底

- ・ 標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。

##### (2) 傷病手当金と障害年金等との併給調整の適正履行

- ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。

##### (3) 傷病手当金等の適正給付の推進

- ・ 不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化PTにて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。

#### 4. 現金給付の適正化の推進

- ・ 標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。

- ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進するとともに、国に対して制度整備などの意見発信を行う。

- ・ 不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化PTにて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。

## 5. 効果的なレセプト内容点検等の推進

### (1) 査定率の向上につながる内容点検の実施

- ・ レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、レセプト点検の質的向上とシステムを活用した効率的な点検により、査定率向上に取り組む。
- ・ また、査定効果額の更なる向上を図るべく、入院等の高点数レセプトを重点的に点検する。
- ・ さらに、再審査査定結果等からレセプト点検員の個々の特性（強み・弱み）を分析し、特性に合わせた効率的な点検を実施する。

### (2) 社会保険診療報酬支払基金北海道支部との情報共有

- ・ 社会保険診療報酬支払基金北海道支部とシステムのチェック観点を突合し、同基金北海道支部のシステムには設定されていない点検事項の観点に関する情報を提供する等、同基金北海道支部における一次審査の効率化の推進に寄与するとともに、支部が実施する二次審査との差別化を図る。

### (3) 社会保険診療報酬支払基金改革を踏まえた対応

- ・ 社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化等・高度化計画」に基づいた、令和3年9月の審査支払新システム導入等による支払基金改革を踏まえ、支部における今後のレセプト点検の方向性等について随時検討する。

## 5. 効果的なレセプト内容点検の推進

- ・ レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、レセプト点検の質的向上とシステムを活用した効率的な点検により、査定率向上に取り組む。

- ・ 社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化等・高度化計画」に基づいた、令和3年9月の審査支払新システム導入等による支払基金改革を踏まえ、今後のレセプト点検の在り方について検討する。

#### (4) 資格及び外傷点検の効果的な実施

- ・ システムを最大限活用し、迅速・確実な点検を実施する。
- ・ 日々の業務進捗状況や業務量の多寡等の状況を踏まえた、効率的かつ柔軟な業務処理体制の構築を図る。

##### 【KPI（数値目標）】

- ① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について前年度以上とする  
※) 査定率 = レセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額
- ② 協会けんぽの再審査レセプト 1 件当たりの査定額を対前年度以上とする

##### 【KPI（数値目標）】

- ① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について前年度以上とする  
※) 査定率 = レセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額
- ② 協会けんぽの再審査レセプト 1 件当たりの査定額を対前年度以上とする



## 6. 柔道整復施術療養費の照会業務等の強化

### (1) 患者照会（負傷原因等）に関する照会業務の強化

- ・ 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や、負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診、柔道整復施術審査委員会において疑義が生じた事案について、加入者に対する文書照会を強化する。
- ・ なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。

### (2) 施術管理者に対する照会業務の強化

- ・ 請求内容が作為的な申請が生じた場合は、「面接確認委員会」を開催し、施術管理者に対し面接確認を実施する。
- ・ また、施術管理者に対する指導権限を持つ北海道厚生局に対し、不正が疑われる事案等については情報提供を行う。

### (3) 適正受診に関する周知広報

- ・ 支部定期広報媒体及びSNSを活用した広報を行う。

#### 【KPI（数値目標）】

柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする

## 6. 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

- ・ 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化する。
- ・ なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。

#### 【KPI（数値目標）】

柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする

**7. あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費の審査手順の最適化等の推進**

**(1) 審査手順の標準化の推進**

- ・ 日々のOJTやミーティング等を通じ、審査手順の標準化の推進を図る。

**(2) 審査業務の強化**

- ・ 受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、北海道厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

**(3) 適正受診に関する周知広報**

- ・ 支部定期広報媒体及びSNSを活用した広報を行う。

**7. あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費の審査手順の最適化の推進**

- ・ 審査手順の標準化を推進する。

- ・ 受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

## 8. 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進

### (1) 保険証回収業務の強化

- ・ 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。

### (2) 保険証の確実な回収に向けた事業所に対する周知

- ・ 未返納の多い事業所データを活用した事業所への文書等による資格喪失届への保険証添付の徹底を周知する。

### (3) 債権管理業務の効率化・回収業務の推進

- ・ 債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。
- ・ また、資格喪失後の加入保険者の調査を徹底し、次の保険加入状況が判明した場合は、医療機関に対しレセプト請求先の切り替えを依頼する。

#### 【KPI（数値目標）】

- ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする
- ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする

## 8. 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進

- ・ 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。

- ・ 未返納の多い事業所データを活用した事業所への文書等による資格喪失届への保険証添付の徹底を周知する。

- ・ 債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

#### 【KPI（数値目標）】

- ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする
- ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする

## 9. 被扶養者資格の再確認の徹底

### (1) 被扶養者資格の再確認の実施

- ・ マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。

### (2) 未提出事業所に対する提出勧奨の強化

- ・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への文書及び電話勧奨を行う。

### (3) 未送達事業所に対する調査

- ・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。

#### 【KPI（数値目標）】

被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 92.7%以上とする

※「オンライン資格確認の円滑な実施」は、協会本部が実施するシステム機能改善等に関する事業計画であり、かつ KPI (数値目標) についても、支部 KPI として設定されていないことから、北海道支部事業計画には計上していません。

## 9. 被扶養者資格の再確認の徹底

- ・ マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。

- ・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。

- ・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。

#### 【KPI（数値目標）】

被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 92.7%以上とする

## 10. オンライン資格確認の円滑な実施

- ・ オンライン資格確認の円滑な実施のため、システムの機能改善及び加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、加入者のマイナンバー収録率向上を図る。

#### 【KPI（数値目標）】

加入者のマイナンバー収録率を対前年度以上とする

## 10. 業務改革の推進

### (1) 業務の標準化・効率化・簡素化の推進

- ・ 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。
- ・ また、職員による業務改善提案及び他支部の好事例を収集のうえ、他の業務についても改善を行う。

### (2) 生産性の向上の推進

- ・ 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。
- ・ また、職員の知識レベルや処理速度を踏まえた育成計画を策定するとともに、OJTを中心とした多能化の推進を図る。
- ・ さらに、定期的に担当業務の見直しを図ることにより、職員のスキル向上を図る。

## 11. 業務改革の推進

- ・ 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。
- ・ 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。

令和3年度北海道支部事業計画（具体的施策）案	令和3年度本部事業計画案
<p><b>Ⅱ．戦略的保険者機能関係</b></p> <p>【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>I 加入者の健康度の向上</li> <li>Ⅱ 医療等の質や効率性の向上</li> <li>Ⅲ 医療費等の適正化</li> </ul> <p><b>1. 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。</li> <li>・ 「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）のPDCAサイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。</li> </ul>	<p><b>Ⅱ．戦略的保険者機能関係</b></p> <p>【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>I 加入者の健康度の向上</li> <li>Ⅱ 医療等の質や効率性の向上</li> <li>Ⅲ 医療費等の適正化</li> </ul> <p><b>1. 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。</li> <li>・ 「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）のPDCAサイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。</li> </ul>

## i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

### (1) 被保険者の特定健診実施率の向上

- ・ 特定健診実施率の向上に向けて、健診・保健指導カルテ等の活用により実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。
- ・ 事業主及び被保険者の行動変容を図るべく、ナッジ理論を活用したパンフレット（生活習慣病予防健診受診案内）を作成し、各種勧奨に活用する。
- ・ 新規適用事業所への電話勧奨のほか、健診の受診が確認できない被保険者に対し、文書による勧奨を実施する。
- ・ 健診実施機関の検索及び予約までの利便性を向上させるため、健診実施機関地図表示サイト（最寄りの生活習慣病予防健診や特定健診の実施機関と電話番号が検索可能）の運用を開始する。

### (2) 事業者健診データ取得率の向上

- ・ 事業者健診データの取得促進に向けて、北海道労働局、北海道厚生局、北海道との連名文書による提供依頼を実施する。
- ・ 健診・保健指導カルテ等の活用により実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、勧奨を実施する。

## i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

- ・ 特定健診実施率の向上に向けて、健診・保健指導カルテ等の活用により実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。
- ・ 事業者健診データの取得促進に向けて、都道府県労働局との連携など国や関係団体に対する働きかけを行う。また、国において事業者健診データに係る事業主・健診機関・保険者（3者間）での新たな提供・運用スキームが検討されていることを踏まえ、事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会けんぽに提供されるよう制度的な課題等の解決に向けた国への働きかけを行う。

### (3) 被扶養者の特定健診実施率の向上

- ・ 被扶養者の特定健診実施率の向上に向けて、市との協定締結を進めるなど地方自治体との連携を推進し、がん検診との同時実施等の拡大を図るとともに、健康づくり事業全般に関する連携協定を締結している自治体との更なる連携強化を図る。
- ・ 北海道内全域を対象とした無料集団健診の開催日数の拡大を図る。
- ・ 被扶養者の行動変容を図るべく、ナッジ理論を活用したパンフレット（特定健診受診案内）を作成し、各種勧奨に活用する。
- ・ 健診実施機関の検索及び予約までの利便性を向上させるため、健診実施機関地図表示サイト（最寄りの生活習慣病予防健診や特定健診の実施機関と電話番号が検索可能）の運用を開始する。（再掲）

#### 【KPI（数値目標）】

特定健診実施率を 55.0%以上とする

（内訳）

- ① 生活習慣病予防健診実施率を 52.4%以上とする
- ② 事業者健診データ取得率を 10.1%以上とする
- ③ 被扶養者の特定健診実施率を 28.4%以上とする

- ・ 被扶養者の特定健診実施率の向上に向けて、市との協定締結を進めるなど地方自治体との連携を推進し、がん検診との同時実施等の拡大を図る。

#### 【KPI（数値目標）】

特定健診実施率を 59.1%以上とする

（内訳）

- ① 生活習慣病予防健診実施率を 58.5%以上とする
- ② 事業者健診データ取得率を 8.5%以上とする
- ③ 被扶養者の特定健診実施率を 31.3%以上とする



## ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上

### (1) 被保険者の特定保健指導実施率の向上

- ・ 健診実施機関等への外部委託による特定保健指導（以下、「実施機関」という。）の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施を推進する。また、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に利用勧奨を行う。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染防止や特定保健指導対象者の利便性向上の観点から、面談指導に情報通信技術を活用する。
- ・ 特定保健指導実施率が高い実施機関の取り組み事例（好事例）を収集した「好事例集」を作成し、実施機関に配付するほか、実施機関の保健指導者を対象とした「保健指導者合同研修会」にて共有化を図ることにより、実施機関全体の実施率の底上げを図る。
- ・ 実施機関数の更なる拡大を図るため、実施に向けたノウハウ（健診当日型特定保健指導の具体的な実施方法や好事例等）を提供する。

### (2) 被扶養者の特定保健指導実施率の向上

- ・ 全ての無料集団健診会場において、健診当日型の特定保健指導を実施する。

## ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上

- ・ 健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施を推進する。また、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に利用勧奨を行う。併せて、情報通信技術を活用すること等により、特定保健指導対象者の更なる利便性の向上を図る。
- ・ 平成 30 年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな手法による特定保健指導を引き続き実施するとともに、効果検証を行う。

### （3）特定保健指導の質の向上

- ・ 支部保健師を対象とした研修会を年度内に複数回開催し、学会発表事例等の共有を図る。

※特定保健指導の質の向上に向けた「アウトカム指標の設定及び身体活動・運動に関する指導マニュアル等の作成」、「事業主や加入者のニーズにより沿った保健事業を提供に向けた企画立案能力等の向上を目指した協会保健師の育成プログラムの策定」に関しては、いずれも協会本部が実施するものであることから、北海道支部事業計画には計上しておりません。

#### 【KPI（数値目標）】

特定保健指導実施率を 19.5%以上とする

（内訳）

- ① 被保険者の特定保健指導の実施率を 19.0%以上とする  
（対象者数：99,849人、実施見込者数：18,980人）
- ② 被扶養者の特定保健指導の実施率を 27.7%以上とする  
（対象者数：5,444人、実施見込者数：1,510人）

- ・ 特定保健指導の質の向上のため、アウトカム指標の設定及び身体活動・運動に関する指導マニュアル等の作成に着手する。
- ・ また、事業主や加入者のニーズにより沿った保健事業を提供できるよう、企画立案能力等の向上を目指した協会保健師の育成プログラムの策定に着手する。

#### 【KPI（数値目標）】

特定保健指導実施率を 24.1%以上とする

（内訳）

- ① 被保険者の特定保健指導の実施率を 25.0%以上とする
- ② 被扶養者の特定保健指導の実施率を 8.0%以上とする

### iii) 重症化予防対策の推進

#### (1) 医療機関を受診していない治療放置者に対する受診勧奨の推進

- ・ 健診の結果（血圧値又は血糖値）、要治療と判定されながら医療機関を受診していない治療放置者（未治療者）に対し、受診勧奨を確実に実施する。

#### (2) 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業の推進

- ・ 北海道が策定した「北海道糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に準じて、受診基準該当者への受診勧奨を実施し、かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防に取り組む。
- ・ また、該当者の参加率向上に向けて、該当者が在籍する事業所への働きかけを行う。

#### 【KPI（数値目標）】

受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を 11.8%以上とする

### iii) 重症化予防対策の推進

- ・ 未治療者に対する受診勧奨を確実に実施する。なお、現役世代の循環器疾患の重症化予防対策として、LDLコレステロール値など血圧値や血糖値以外の検査値等にも着目した受診勧奨の必要性について検討する。
- ・ また、かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防に取り組む。

#### 【KPI（数値目標）】

受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を 11.8%以上とする

#### iv) コラボヘルスの推進

##### (1) 宣言項目や事業所カルテの見直し

- ・ 本部から今後示される「健康宣言について、宣言からフォローアップまでのプロセス（どのような手順で行うか）及びコンテンツ（何を行うか）の観点から、宣言項目として必ず盛り込む内容や、事業所カルテに示すべき項目等の標準化の指針」を踏まえ、宣言項目や事業所カルテの掲載項目の見直しを図る。

##### (2) 宣言事業所数の拡大

- ・ 11人以上の健診データを保有する事業所に対し、事業所カルテを活用した宣言勧奨を確実に実施する。また、勧奨効果を高めるべく、文書のみならず電話又は訪問による直接的な勧奨も実施する。
- ・ 被保険者が一定規模以上在籍する事業所であって、かつ健診データを提供いただけていない事業所については、健診データの提供と宣言の同時勧奨を確実に実施する。また、勧奨効果を高めるべく、行政及び経済団体等との連名による文書勧奨を実施するほか、電話又は訪問による直接的な勧奨も実施する。
- ・ 関係機関と連携した「健康経営推進セミナー」を開催する。

#### iv) コラボヘルスの推進

- ・ 健康宣言について、宣言からフォローアップまでのプロセス（どのような手順で行うか）及びコンテンツ（何を行うか）の観点から、宣言項目として必ず盛り込む内容や、事業所カルテに示すべき項目等の標準化を図り、家族を含めた事業所における健康づくりを推進するため、協会けんぽによる事業所支援等を拡充する。

### (3) 宣言事業所等における健康づくりに関する取組の質の向上

- ・ 健康づくりに関する取組状況や課題に関するアンケート調査等を通じて、事業所ごとの健康課題を「見える化」し、当該課題の解消に向けた支援を行う。
- ・ また、健康づくりの取組に関する好事例を収集した「好事例集」の作成及び配付を通じて、好事例の横展開を図る。
- ・ 今後本部より示される「家族を含めた事業所における健康づくりを推進するため、協会けんぽによる事業所支援等を拡充するための指針」に基づき、支部における新たな事業所支援策等を検討する。

### (4) 行政等との連携の強化

- ・ 行政、経済団体、連携協定を締結している民間企業、マスメディア等が主催する「健康経営の推進」を目的としたセミナーに参画し、健康事業所宣言の普及促進に向けた支部の取組について理解と協力を求める。
- ・ 経済団体と連携し、経済団体の会員企業に対し、健康事業所宣言の普及促進を図る。

- ・ (再掲) 家族を含めた事業所における健康づくりを推進するため、協会けんぽによる事業所支援等を拡充する。

### (5) ヘルスリテラシーの向上

- 健康教育（身体活動・運動や食生活・栄養）を通じたヘルスリテラシーの向上を図るため、糖尿病の未病状態にある被保険者（血糖値100～125mg/dlの間）であって、かつ特定保健指導や未治療者の受診勧奨の基準に該当しない被保険者に対し、運動や食生活の改善ポイント等をまとめた冊子を送付する。

### (6) メンタルヘルス対策の推進

- 北海道医師会と連携し、職場におけるメンタルヘルス対策等をテーマとした健康づくり講演会を開催する。
- また、北海道産業保健総合支援センターや事業所等と連携したメンタルヘルス不調者予防対策の推進に努める。
- 加えて、行政等が主催する健康づくり関係イベントに参画する。

#### 【KPI（数値目標）】

健康宣言事業所数を 2,400 事業所以上とする。

- 健康教育（身体活動・運動や食生活・栄養）を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上を図るため、新たなポピュレーションアプローチについて検討する。

- 保険者として、事業所等と連携したメンタルヘルス予防対策の推進に努める。

#### 【KPI（数値目標）】

健康宣言事業所数を 57,000 事業所以上とする。

## v) 支部独自の保健事業（喫煙対策）の推進

### «北海道支部第2期データヘルス計画の上位・中位・下位目標»

#### 【上位目標】（10年以上経過後に達する目標）

- ・ 喫煙習慣が発症原因となり得る疾患（悪性新生物・循環器疾患等）の発症を予防するため、平成27年度実績で全国平均より8.02%ポイント高い北海道支部被保険者（35歳～74歳）の喫煙率について、令和9年度までに36.44%（※1）以下（全国平均との乖離幅を半減）とする（平成30年度実績：40.27%（北海道）、32.96%（全国平均））
- ※1）36.44%は、平成27年度までの実績により計算した現時点の目標値であり、今後の喫煙率の推移等を踏まえた変更があり得る

#### 【中位目標】（6年後に達する目標）

- ・ 上位目標を達成するため、北海道支部被保険者（35歳～74歳）の喫煙率について、令和5年度までに38.41%（※2）以下とする
- ※2）上位目標の達成に向けた中間目標数値（平成27年度までの実績により計算）であり、毎年度のPDCAにより数値の変動があり得る

#### 【下位目標】（上位・中位目標を達成するための目標）

- ① 事業主が分煙・禁煙について理解を示し、社内の喫煙対策を実施することにより、喫煙者を減らす
- ② 加入者が分煙・禁煙について理解を示し、自ら禁煙する者を増やす
- ③ 加入者・事業主に分煙・禁煙の働きかけを行う健診実施機関を増やす
- ④ PDCAと更に有効な対策を立案するためにデータ分析を進める

### (1) 喫煙率の減少に向けた取組（ポピュレーションアプローチ関係）

- ・ 出前健康づくり講座や特定保健指導の場において、分煙及び禁煙の重要性について説明を行う。
- ・ 無料集団健診の実施会場内において、分煙及び禁煙の重要性に関するパンフレットを配付する。
- ・ 職場における分煙及び禁煙の推進策に関する「分煙・禁煙推進セミナー」を開催する。

### (2) 喫煙率の減少に向けた取組（ハイリスクアプローチ関係）

- ・ 喫煙習慣のある被保険者に対し、健診結果のほか、ナッジ理論を活用した「タバコの有害性と具体的な禁煙方法等」に関するオーダーメイド通知を送付する。
- ・ 健診実施機関と連携し、喫煙習慣のある被保険者の健診受診の際に実施する医師による簡易禁煙指導について、実施者数の拡大を図る。
- ・ 国立がん研究センターが実施する実証実験（事業主及び労務管理責任者を通じた職場の禁煙推進に関するモデル事業）に参加するほか、実証実験を通じて得られた成果を踏まえ、事業所支援への活用に向けた検討を行う。

#### 【KPI（数値目標）】

被保険者の喫煙率について、38.28%以下とする



## 2. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

### (1) 支部広報計画に基づく広報活動の推進

- ・ 「支部広報計画」を策定し、地域の実情や時節柄等に応じた広報を行う。なお、「支部広報計画」の策定にあたっては、本部が作成する全支部共通のパンフレット及び youtube 等の動画について最大限活用を図ることとする。また、Web 広告や Twitter の利点を最大限活用していくほか、定量的な効果測定の実施に努める。
- ・ 令和2年度に導入した Twitter について、フォロワー数の拡大を図るため、地方自治体等に対し相互フォローの実施に向けた働きかけを行う。また、Twitter 利用者の大半を占める若年者層（20 歳～30 歳代）を意識した戦略的な広報を実施する。
- ・ Web 広告や Twitter 以外の SNS の利活用に向け、検討を進める。

### (2) 健康保険委員の委嘱拡大及び活動の活性化

- ・ 健康事業所宣言との同時実施に向けた勧奨のほか、新規適用事業所に対する勧奨について確実に実施する。
- ・ 健康保険委員活動の活性化を図るための研修や広報紙等を通じた情報提供を実施する。また、北海道内の各地区社会保険委員会と連携した研修や情報提供を実施する。

#### 【KPI（数値目標）】

全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 43.5%以上とする

## 2. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

- ・ 本部において、「①協会の概要・財政状況」「②申請手続き」「③医療費適正化への取組」とともに、「④健康づくり」を主な広報テーマとし、主に事業主をターゲットとした全支部共通のパンフレットを作成するとともに、加入者を含めより幅広く情報発信するため、youtube 等の動画を活用した広報を行う。支部においては、本部で作成した動画等も活用しつつ、引き続き、地域の実情や時節柄等に応じた広報を行う。

- ・ 健康保険委員の委嘱拡大に向けた取り組みを強化するとともに、健康保険委員活動の活性化を図るための研修や広報誌等を通じた情報提供を実施する。

#### 【KPI（数値目標）】

全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 46%以上とする

### 3. ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅱ、Ⅲ〉

#### (1) 課題分析の推進

- ・ 本部で作成した「ジェネリックカルテ」及び「データブック」により重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、対策の優先順位を付けて取り組む。

#### (2) 医療機関・薬局へのアプローチ

- ・ 本部で作成した「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用して、個別の医療機関・薬局に対する働きかけを実施する。
- ・ なお、「医療機関・薬局向け見える化ツール」を用い作成した「ジェネリック通信」（医療機関又は薬局単位のジェネリック医薬品処方（調剤）割合を「見える化」したもの）については、引き続き一定数量以上の処方実績等のある全医療機関及び薬局に年度内2回送付する。
- ・ また、「医薬品実績リスト」（先発医薬品に紐づくジェネリック医薬品について、レセプトデータから処方（調剤）実績を「見える化」したもの）については、支部ホームページに掲載するほか、「ジェネリック通信」送付時等を活用した周知を行う。

#### (3) 加入者へのアプローチ

- ・ 加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シールの配布のほか、定期広報媒体やSNSを活用した広報について着実に取り組む。
- ・ また、行政や関係団体等が開催する「ジェネリック医薬品の使用促進」を目的としたイベントやセミナーへの参画などにも着実に取り組む。

### 3. ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅱ、Ⅲ〉

#### <課題分析>

- ・ 支部間格差を解消するため、協会で作成した「ジェネリックカルテ」及び「データブック」により重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、対策の優先順位を付けて取り組む。

#### <医療機関・薬局へのアプローチ>

- ・ 協会で作成した「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用して、支部における個別の医療機関・薬局に対する働きかけを強化する。

#### <加入者へのアプローチ>

- ・ 加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シールの配布、イベントやセミナーの開催などにも着実に取り組む。

#### (4) 北海道・北海道薬剤師会・他の保険者等との連携

- ・ 北海道後発医薬品安心使用協議会への参画に向けて、北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課への働きかけを継続する。
- ・ 北海道薬剤師会と連携し、ジェネリック医薬品の調剤割合が 80%以上の薬局に対し、連名による認定証を送付する。
- ・ 札幌市国民健康保険担当部局と連携した新規事業（ポスターの共同作成、子ども医療費受給者証へのジェネリック医薬品使用促進チラシの同封）を確実に実施する。

※その他の取組に計上された「重点的に取り組むべく支部を特定し、バックアップする」、「医療保険制度や診療報酬上の課題等について、国の審議会等において積極的に意見発信する」については、いずれも協会本部が実施するものであることから、北海道支部事業計画には計上していません。

#### 【KPI 数値目標】

ジェネリック医薬品使用割合(※)を年度末時点で対前年度以上とする

※) 医科、DPC、歯科、調剤

- ・ 本部及び支部において、都道府県や日本薬剤師会、他の保険者等と連携した取組を実施する。

#### <その他の取組>

- ・ 本部において、重点的に取り組むべき支部を特定し、バックアップする。
- ・ ジェネリック医薬品の使用促進に向けて、医療保険制度や診療報酬上の課題等について、国の審議会等において積極的に意見発信する。

#### 【KPI（数値目標）】

ジェネリック医薬品使用割合(※)80%という目標に向けて、年度末の目標値を支部ごとに設定する。ただし、ジェネリック医薬品使用割合が80%以上の支部については、年度末時点で対前年度以上とする。

※) 医科、DPC、歯科、調剤

#### 4. インセンティブ制度の実施及び検証〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

##### (1) インセンティブ制度の見直し等に関する評議会における議論

- ・ 「成長戦略フォローアップ」(令和2年7月17日閣議決定)を踏まえ、本部が作成する成果指標拡大や配分基準のメリハリ強化等に向けた検討案について、支部評議会において丁寧な説明をした上で、インセンティブ制度の評価指標の見直し等に関する議論を行う。

##### (2) 周知広報の確実な実施

- ・ 加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、定期広報媒体のほか、SNSや各種セミナーの場を活用した周知広報を行う。

※「支部で実施した好事例の全国展開」については、協会本部が実施するものであることから、北海道支部事業計画には計上しておりません。

#### 4. インセンティブ制度の実施及び検証〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

- ・ 「成長戦略フォローアップ」(令和2年7月17日閣議決定)を踏まえ、成果指標拡大や配分基準のメリハリ強化等を検討し、令和3年度中に一定の結論を得る。
- ・ 加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、周知広報を行う。

#### 5. 支部で実施した好事例の全国展開〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

- ・ 支部事業の独自性を高めるために設定した支部保険者機能強化予算との関係性を含め、パイロット事業及び支部調査研究事業の位置付けや仕組みを整理し、新たな枠組み(本部にて推奨テーマを設定し募集をかけることや、全国展開前に複数支部で事業を行い、実施方法等を定めるなど)により実施する。
- ・ パイロット事業の効果検証の結果、エビデンスが得られた事業については速やかに全国展開を行う。

## 5. 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信

### 〈Ⅱ、Ⅲ〉

#### (1) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信

- ・ 現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、医療計画及び医療費適正化計画が着実に推進されるよう意見発信を行う。

#### (2) 医療提供体制に係る意見発信

- ・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、協会における医療データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。
- ・ また、物理的な要因等により被用者保険の代表者が参画できていない15圏域の地域医療構想調整会議においても、被用者保険代表の意見を発信すべく、北海道保険者協議会の場を活用し、北海道内の全ての地域医療構想調整会議に参画している国民健康保険代表委員への働きかけを行う。

## 6. 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信

### 〈Ⅱ、Ⅲ〉

#### i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信

- ・ 現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、医療計画及び医療費適正化計画が着実に推進されるよう意見発信を行う。

#### ii) 医療提供体制に係る意見発信

- ・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、協会における医療データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。

### (3) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信

- ・ 北海道医療審議会や地域医療構想調整会議等において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保、地域包括ケアの構築等に関する意見発信に努める。

※「持続可能な医療保険制度の構築に向けた要請」については、協会本部が実施するものであることから、北海道支部事業計画には計上しておりません。

### (4) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ

- ・ 地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して、定期広報媒体や SNS を活用した効果的な働きかけを行う。
- ・ また、「上手な医療のかかり方」の推進のほか、医療費適正化等を図るため、1年間に複数回以上の「夜間・早朝・時間外」受診が確認された加入者を中心に、適正受診を促す文書（過去1年間の時間外受診等の状況のほか、仮に平日の日中に受診した場合における、医療費の具体的な軽減額（差額）に関する文書）を送付する。
- ・ 加えて、令和2年度に実施した「お薬手帳利用促進通知送付事業」について、レセプト情報を活用した定量的な効果測定を実施する。

#### 【KPI（数値目標）】

効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する

### iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信

- ・ 医療保険部会や中央社会保険医療協議会等において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保、地域包括ケアの構築等に関する意見発信を行う。
- ・ また、持続可能な医療保険制度の構築に向けて、国に対して、関係団体とも連携しつつ、医療保険制度改革に係る要請を行う。

### iv) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ

- ・ 地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。

#### 【KPI（数値目標）】

効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を、全支部で実施する

## 6. 調査研究の推進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

### (1) 支部による医療費分析

- ・ 北海道が進める「全世代型予防・健康づくり推進事業」(北海道内の国民健康保険、後期高齢者医療、協会けんぽ加入者の医療レセプト情報及び健診情報のほか、介護レセプト情報を総合的に活用した予防・健康づくり事業)に参画し、医療費や健康度の地域差の要因等の着実な分析のほか、地域差の解消等に向けた新規事業の実施につなげる観点から意見発信を行う。

※本部が実施する分析に関することから、北海道支部事業計画には計上していません。

- ・ また、支部加入者の医療費の動向に関する分析を実施し、その結果を支部評議会や関係機関等に発信する。

### (2) 外部有識者を活用した調査研究の実施

- ・ 北海道医療大学との共同研究(歯周病と生活習慣病等の関連性に関する研究)について、新たな仮説の検証も含めた研究を実施する。

## 7. 調査研究の推進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

### i) 本部・支部による医療費分析

- ・ 医療費適正化等に向けた情報発信を行うため、本部においてレセプトデータ等を活用し、加入者の受診行動や医療機関が提供する医療の内容等について、主に支部ごとの地域差を中心に医療費等の分析を行う。

- ・ 本部の分析では、外部有識者の意見を参考に分析テーマを選定するとともに、分析の中間段階等においても、外部有識者より分析方法に対する技術的助言等を得て分析の精度を高める。

- ・ 各支部においては、医療費適正化に向けた事業の実施につなげるため、地域差がどのような要因で生じているかについて、外部有識者の知見等も活用して分析を実施する。

### ii) 外部有識者を活用した調査研究の実施

- ・ 団塊の世代がすべて後期高齢者となる2025年や、現役世代の急減と高齢者人口のピークが同時に訪れる2040年、さらにその先を見据えれば、協会の加入者をはじめとした国民の健康を守るとともに、医療保険制度の持続性の確保も図らなければならない。そのためには、効率的かつ質の高い保健医療を実現することが不可欠であることから、中長期的な視点に立ち、制度論を含めた医療費適正化の施策を検討することが必要である。このため、協会が所有しているレセプトデータ等を用いて、外部有識者を活用した調査研究を実施する。

**(3) 調査研究の推進並びに研究成果の社会的還元に向けた各種施策の検討及び実施**

- ・ 調査研究フォーラムでの発表及び調査研究報告書への寄稿を通じて、支部で取組む調査研究について、内外に広く情報発信する。
- ・ 統計分析研修等の受講を通じて、支部の調査研究の底上げを図る。

iii) 調査研究の推進並びに研究成果の社会的還元に向けた各種施策の検討及び実施

- ・ 本部、支部における分析成果等を発表するため、調査研究フォーラムを開催するとともに、調査研究報告書を発行し、協会が取組む調査研究について、内外に広く情報発信する。
- ・ 統計分析研修等により協会の調査研究の底上げを図るとともに、協会けんぽ加入者約 4,000 万人分のビックデータを活用した調査研究を推進するための人材育成や体制のあり方について検討する。



令和3年度北海道支部事業計画（具体的施策）案	令和3年度本部事業計画案
<p><b>Ⅲ. 組織・運営体制関係</b></p> <p><b>I) 人事・組織に関する取組</b></p> <p><b>1. 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置</b></p> <p><b>(1) 評価者研修等を通じたグループ長補佐のマネジメント能力強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>グループ長補佐研修受講者を講師とした<u>伝達研修を実施するほか、定例会議や人事評価面談等</u>をはじめとした様々な機会を捉えて、グループ長補佐のマネジメント能力の向上を図る。</li> </ul> <p><b>(2) 適切な人員配置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>業務の生産性・効率性の向上等により生み出したマンパワーについて、支部の課題や運営方針等を踏まえた適切な部署に配置する。</u></li> </ul> <p><b>2. 人事評価制度の適正な運用</b></p> <p><b>(1) 評価者研修等を通じた人事評価制度の適正な運用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>評価者研修の<u>ほか、人事評価面談等を通じて</u>、個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、<u>人事評価制度の適正な運用に向けた基本となる事項について、評価者への徹底を図る。</u></li> </ul>	<p><b>Ⅲ. 組織・運営体制関係</b></p> <p><b>I) 人事・組織に関する取組</b></p> <p><b>1. 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>グループ長補佐への昇格後に受講する階層別研修において、外部講師による管理職としてのマネジメント業務の習得に関する研修を実施するほか、様々な機会を捉えて、グループ長補佐のマネジメント能力の向上を図る。</li> <li>支部ごとの業務量に応じた標準人員に基づく適切な人員配置を行うとともに、次期システム構想等の実現等を踏まえた、標準人員の見直しについて検討する。</li> </ul> <p><b>2. 人事評価制度の適正な運用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>評価者研修などを通じて、評価者を中心として個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、職員の人事評価制度に関する理解を深めるとともに、評価結果を適正に処遇に反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進する。</li> </ul>

### 3. OJT を中心とした人材育成

#### (1) 支部独自研修等を通じた人材育成

- ・ OJT を中心としつつ、職員の訴求力、営業力、発信力、マネジメント力の向上につながる支部独自研修を効果的に組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。
- ・ また、戦略的保険者機能の更なる発揮に向けた人材育成を図るため、支部独自研修の内容を充実させる。

※「本部機能及び本部支部間の連携の強化」については、協会本部が実施するものであることから、北海道支部事業計画には計上していません。

※「支部業績評価の実施」については、協会本部が実施するものであることから、北海道支部事業計画には計上していません。

#### II) 内部統制に関する取組

※「内部統制の強化」については、協会本部が実施するものであることから、北海道支部事業計画には計上していません。

### 3. OJT を中心とした人材育成

- ・ OJT を中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。
- ・ 戦略的保険者機能の更なる発揮に向けた人材育成の具体的方策について、検討を進める。

#### 4. 本部機能及び本部支部間の連携の強化

- ・ 加入者の健康増進のための新たな取組の推進など、戦略的保険者機能を更に強化していくため、本部機能の強化や本部支部間の更なる連携の強化に向けた検討を行う。

#### 5. 支部業績評価の実施

- ・ 支部業績評価の評価項目や評価方法を必要に応じ見直し、他支部との比較を通じて各支部の業績を向上させ、協会全体の取組の底上げを図る。

#### II) 内部統制に関する取組

#### 6. 内部統制の強化

- ・ 権限や体制の整備等により効率的な業務運営を行えること及び事故等が発生しない仕組みを構築することを目指して、内部統制基本方針に則り、内部統制の整備を着実に進める。

#### 4. リスク管理

##### (1) リスク意識や危機管理能力の向上

- ・ 職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報取扱いやリスクマネジメント等の研修を行うとともに、各種リスクに対する予防的措置を講じる。

※「業務継続計画書（BCP）などの各種マニュアルの見直しに向けた検討」については、協会本部が実施するものであることから、北海道支部事業計画には計上しておりません。

##### (2) 業務実施状況等に係る自主点検の確実な実施

- ・ 管理者による自主点検を年度内に2回実施し、事故防止等の徹底を図る。また、自主点検を行う項目については、過去の自主点検結果等を踏まえ、定期的な見直しを行う。

##### (3) 大規模自然災害等に備えた定期的な訓練の実施

- ・ 大規模自然災害発生直後においても、初動対応（職員等の安否状況の把握と、事業継続に向けた要員確保等）に万全を期すべく、安否状況の報告訓練を定期的に実施する。

#### 7. リスク管理

- ・ 職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報取扱いやリスクマネジメント等の研修を行うとともに、各種リスクを想定した訓練を実施する。
- ・ 令和5年1月の新システム構築にあたり、データセンターの構成、アプリケーション等に変更が生じることから、新システムに合わせて業務継続計画書（BCP）など各種マニュアルについて、必要な見直しを検討し、方針を決定する。

## 5. コンプライアンスの徹底

### (1) コンプライアンス遵守の徹底

- ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、全職員を対象とした研修のほか、定期的に開催する「コンプライアンス委員会」等を通じてその徹底を図る。
- ・ 協会本部において「職員のコンプライアンス意識の向上を図ること及び今後の啓発活動に活かすこと」を目的に実施する「職員の自己点検・アンケート」の結果について、定期的に開催する「コンプライアンス委員会」等を通じたフィードバックにより周知・徹底を図る。

## 8. コンプライアンスの徹底

- ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。
- ・ 職員のコンプライアンス意識の向上を図ること及び今後の啓発活動に活かすことを目的とし、職員に自己点検・アンケートを実施する。

### Ⅲ) その他の取組

#### 6. 費用対効果を踏まえたコスト削減等

##### (1) 調達における競争性の向上

- ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。  
入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。
- ・ 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。
- ・ また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。

##### 【KPI（数値目標）】

一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする

### Ⅲ) その他の取組

#### 9. 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。  
入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。
- ・ 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。
- ・ また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。

##### 【KPI（数値目標）】

一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする

※「協会システムの安定運用」は、協会本部が実施するものであることから、北海道支部事業計画には計上していません。

※「制度改正等にかかる適切なシステム対応」は、協会本部が実施するものであることから、北海道支部事業計画には計上していません。

※「中長期を見据えたシステム構想の実現」は、協会本部が実施するものであることから、北海道支部事業計画には計上していません。

#### 10. 協会システムの安定運用

- ・ 協会の基盤的業務（保険証の発行、保険給付の支払い等）が停止することがないように、協会システムを安定稼働させる。
- ・ 新システムの構築と並行しながら、日々のシステム運用・保守業務についてもその品質を保ち、システムの安定的な運用を実現する。

#### 11. 制度改正等にかかる適切なシステム対応

- ・ 法律改正、制度改正及び外部機関におけるシステムの変更等に対し、新システム構築スケジュールにも考慮しながら、システム対応を適切に実施する。

#### 12. 中長期を見据えたシステム構想の実現

- ・ 次期業務システム及び次期間接システムの構築に向け、適切な工程管理を実施し、スケジュールを遵守する。
- ・ 次期業務システムについては、令和5年1月のサービスインに向け、次期システム基盤等の設計・構築・テストを確実に実施する。
- ・ 次期間接システムについては、令和4年4月のサービスインに向け、アプリケーション等の開発・テスト・データ移行を確実に実施する。また、サービスイン前に操作方法に関する研修を実施する。

## 令和3年度 北海道支部重要業績指標（KPI）一覧表

## I. 基盤的保険者機能関係

重点事項	令和3年度 KPI	(参考：令和2年度 KPI)	現状
健全な財政運営	(設定なし)	(設定なし)	—
サービス水準の向上	① サービススタンダード達成状況を <u>100%</u> とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を <u>95.0%</u> 以上とする	①100% ②88.8%以上	①100% (令和元年度) ①100% (令和2年11月まで) ②84.7% (令和元年度) ②91.8% (令和2年12月まで)
限度額適用認定証の利用促進	(設定なし)	・高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を85.0%以上とする	・82.1% (令和元年度) ・82.8% (令和2年10月まで)
現金給付の適正化の推進	(設定なし)	(設定なし)	—
効果的なレセプト内容点検等の推進	・ 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について <u>対前年度以上</u> とする	・左記と同じ	・0.487% (令和元年度) ・0.423% (令和2年11月まで)
柔道整復施術療養費の照会業務等の強化	・ 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について <u>対前年度以下</u> とする	・左記と同じ	・0.69% (令和元年度) ・0.79% (令和2年12月まで)
あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費の審査手順の最適化等の推進	(設定なし)	(設定なし)	—



重点事項	令和3年度 KPI	(参考：令和2年度 KPI)	現状
返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進	① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする	①95.0%以上  ②左記と同じ  ③医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする	①94.47%（令和元年度） ①96.12%（令和2年11月まで） ②57.90%（令和元年度） ②38.46%（令和2年11月まで） ③0.048%（令和元年度） ③0.060%（令和2年11月まで）
被扶養者資格の再確認の徹底	・ 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92.7%以上とする	・92.0%以上	・91.6%（令和元年度） ・73.7%（令和2年12月まで）
業務改革の推進	（設定なし）	（設定なし）	—

## II. 戦略的保険者機能関係

重点事項	令和3年度 KPI	(参考：令和2年度 KPI)	現状
特定健診受診率・事業者健診データ取得率等の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定健診受診率を <u>55.0%</u>以上とする</li> </ul> 【内訳】 <ul style="list-style-type: none"> <li>a)生活習慣病予防健診：<u>52.4%</u>以上</li> <li>b)事業者健診データ：<u>10.1%</u>以上</li> <li>c)被扶養者の特定健診：<u>28.4%</u>以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・54.0%以上</li> </ul> 【内訳】 <ul style="list-style-type: none"> <li>a)：52.3%以上</li> <li>b)：9.9%以上</li> <li>c)：27.7%以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・49.2%（令和元年度）</li> <li>・27.7%（令和2年11月まで）</li> </ul> 【内訳】 <ul style="list-style-type: none"> <li>a)：30.8%</li> <li>b)：3.5%</li> <li>c)：6.7%</li> </ul>
特定保健指導の実施率及び質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定保健指導の実施率を <u>19.5%</u>以上とする</li> </ul> 【内訳】 <ul style="list-style-type: none"> <li>a)被保険者：<u>19.0%</u> (対象者数：<u>99,849人</u>、実施見込者数：<u>18,980人</u>)</li> <li>b)被扶養者：<u>27.7%</u> (対象者数：<u>5,525人</u>、実施見込者数：<u>995人</u>)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・15.1%以上</li> </ul> 【内訳】 <ul style="list-style-type: none"> <li>a)：15.0%以上</li> <li>b)：18.0%以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10.6%（令和元年度）</li> <li>・5.0%（令和2年12月まで）</li> </ul> 【内訳】 <ul style="list-style-type: none"> <li>a)：5.0%</li> <li>b)：4.8%</li> </ul>
重症化予防対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を <u>11.8%</u>以上とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・12.9%以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10.1%（令和元年度）</li> <li>・未集計 (令和2年度は本部からのデータ提供待ち)</li> </ul>
コラボヘルスの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康事業所宣言の宣言事業所を <u>2,400社</u>以上とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2,000社以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1,649社（令和元年度）</li> <li>・2,051社（令和2年12月まで）</li> </ul>
北海道支部独自の保健事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>北海道支部被保険者でかつ健診受診者の喫煙率を <u>38.28%</u>以下とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・39.64%以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・40.28%（平成30年度）</li> <li>・39.74%（令和元年度）</li> </ul>
広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を <u>43.5%</u>以上とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・40.5%以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・38.42%（令和元年度）</li> <li>・39.31%（令和2年9月まで）</li> </ul>

重点事項	令和3年度 KPI	(参考：令和2年度 KPI)	現状
ジェネリック医薬品の使用促進	・ ジェネリック医薬品使用割合を <u>対前年度以上</u> とする	・令和2年9月までに、ジェネリック医薬品使用割合を81.6%以上とする	・80.8% (令和2年3月分) ・80.9% (令和2年8月分)
インセンティブ制度の実施及び検証	(設定なし)	(設定なし)	—
地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信	・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を、全支部で実施する	①他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への参画率を90.0%以上とする(19/21圏域) ②「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」等を活用した意見発信を実施する。	①28.6% (令和2年12月現在) ②1回 (令和2年12月現在)
調査研究の推進	(設定なし)	【新設】	—

### Ⅲ. 組織・運営体制関係

重点事項	令和3年度 KPI	(参考：令和2年度 KPI)	現状
人事制度の適切な運用と標準人員に基づく人員配置	(設定なし)	(設定なし)	—
人事評価制度の適正な運用	(設定なし)	(設定なし)	—
OJT を中心とした人材育成	(設定なし)	(設定なし)	—
リスク管理	(設定なし)	(設定なし)	—
コンプライアンスの徹底	(設定なし)	(設定なし)	—
費用対効果を踏まえたコスト削減等	・ 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、 <u>20%</u> 以下とする	・20.0%以下	・25.0% (令和元年度) ・15.8% (令和2年12月まで)